



届出・手続



▶ 戸籍・住民記録・印鑑証明

問 市民課 市民班 ☎773-6661

出生届

子どもの生まれた日から数えて14日以内、国外で生まれた場合は3か月以内に届出が必要です。

▶ 提出先

住所地・本籍地の市区町村役場。また、一時滞在地(出生地や里帰り先など)の市区町村役場にも提出できます。住所地以外へ提出した場合は、住所地の市区町村役場で国民健康保険(国保に加入する場合)、児童手当、医療費助成、予防接種などの手続が別に必要になります。

▶ 届出人

父、または母

▶ 持参するもの

- 住所地市区町村役場に提出する場合の例
- ・出生届書(病院に用意してあります。出生届書の出生証明書の欄に医師または助産師の証明が必要)
 - ・届出人の印鑑
 - ・母子健康手帳
 - ・子の加入する保険証
 - ・預金口座番号(児童手当の振込み予定口座)

婚姻届

婚姻届書を提出して、受理された日から法律上の効力が発生し、夫婦となります。

▶ 提出先

夫、または妻になる人の本籍地、住所地、または一時滞在地(旅行先など)の市区町村役場

▶ 届出人

婚姻する夫と妻

▶ 持参するもの

- ・婚姻届書 注
- ・提出先が本籍地でない場合は、戸籍謄本1通
- ・運転免許証・マイナンバーカードなどの顔写真付身分証明書
- ・印鑑
- ・国民健康保険証(加入者)
- ・印鑑登録証(名字が変わる人)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード(名字が変わる人)

注 各市区町村役場の戸籍担当課にあります。届出書には、証人2人(成人者)の署名・押印が必要です。未成年の場合は両親の同意書が必要です。

▶ その他

婚姻届と同時に転入・転出・転居をする人は、婚姻届書の提出時にその旨をお伝えください。

時間外、土曜日・日曜日、祝日に戸籍届出をする人は、できれば事前に記載内容の確認をさせていただきます。

離婚届

協議離婚の場合は、届出によって法律上の効力が発生します。裁判離婚の場合には、裁判確定、または調停成立の日から法律上の効力が発生します。この場合、10日以内(成立の日を算入)に届出が必要です。

▶ 提出先

本籍地、住所地、または一時滞在地の市区町村役場

▶ 届出人

- ・離婚する夫と妻(協議離婚の場合)
- ・裁判離婚の申立人(裁判離婚の場合)

▶ 持参するもの

- ・離婚届書 注
 - ・提出先が本籍地でない場合は、戸籍謄本1通
 - ・裁判離婚の場合は、調停調書の謄本・審判書、または判決の謄本と確定証明書
 - ・運転免許証・マイナンバーカードなどの顔写真付身分証明書
 - ・印鑑
 - ・国民健康保険証(加入者)
 - ・印鑑登録証(名字が変わる人)
 - ・マイナンバーカードまたは通知カード(名字が変わる人)
- 注 各市区町村役場の戸籍担当課にあります。協議離婚の届書には証人2人(成人者)の署名・押印が必要です。

▶ その他

離婚届と同時に転入・転出・転居をする人は、離婚届書の提出時にその旨をお伝えください。

時間外、土曜日・日曜日、祝日に戸籍届出をする人は、できれば事前に記載内容の確認をさせていただきます。

離婚の際の氏を称する届

婚姻中に使っていた氏を離婚後も継続して使うことができる届出です。届出期間は、離婚の日から3か月以内です。(離婚届と同時にすることも可)

▶ 提出先

本籍地、住所地、または一時滞在地の市区町村役場

▶ 届出人

離婚で旧姓に戻った(戻る)人



▶ 持参するもの

- ・離婚の際に称していた氏を称する届書 **注**
- ・提出先が本籍地でない場合は、戸籍謄本1通
- ・印鑑
- ・国民健康保険証(加入者)
- ・印鑑登録証(名字が変わる人)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード(名字が変わる人)

注各市区町村役場の戸籍担当課にあります。

▶ その他

時間外、土曜日・日曜日、祝日に戸籍届出をする人は、できれば事前に記載内容の確認をさせていただきます。

死亡届

死亡の事実を知った日から数えて7日以内、国外で死亡した場合は、死亡の事実を知った日から数えて3か月以内に届出が必要です。

▶ 提出先

死亡者の住所地・本籍地・死亡地、届出人の住所地の市区町村役場

▶ 届出人

同居の親族、同居していない親族、同居者ほか

▶ 持参するもの

- ・死亡届書(病院に用意してあります。死亡診断書(死体検案書)の欄に医師の証明が必要)
- ・届出人の印鑑
- ・斎場の使用料 **注1**
- ・国民健康保険証(加入していた場合)
- ・国民年金証書、または国民年金手帳
- ・介護保険証(持っている場合)
- ・後期高齢者医療保険証(加入していた場合)
- ・喪主の預金口座番号 **注2**
- ・配偶者(いないときは子・親)の預金口座番号
- ・印鑑登録証(印鑑登録をしていた場合)
- ・その他、市が発行した受給者証、手帳など

注1 死亡者、または喪主の住所が市内の場合17,000円。それ以外はお問い合わせください。

注2 亡くなった人が、国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者であった場合は、葬祭費を喪主に支給します。

▶ その他

時間外、土曜日・日曜日、祝日に死亡届を提出した人は、国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などの手続きがあります。後日、受付時間内に窓口へおこしください。

葬儀の日時を相談してから、死亡届書を提出に来てください。

死亡届書を提出すると、埋火葬許可証を発行します。葬儀当日は、忘れずに斎場にお持ちください。

死亡者の住所地以外へ提出した場合は、住所地の市区町村役場で国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の手続きが別に必要になります。

▶ 南魚沼市斎場

- 所在地 思川576-1
- 時間 8:30~17:15
- 休み 友引、1月1日・2日
- ☎ 782-0516

転出(南魚沼市から他の市区町村へ引っ越すとき)

▶ 届出人

原則、本人、または世帯主

※代理人に委任する場合は委任状が必要です

▶ 届出期間

転出することが確定したあと、南魚沼市から引っ越しするまでの間(おおむね14日前)

▶ 届出に必要なもの

- ・本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)顔写真のないものは2点必要(例:保険証、診察券など)
- ・印鑑登録証(印鑑登録は、転出日で廃止されます)
- ・国民健康保険証(国民健康保険加入資格は、転出日でなくなります)
- ・その他、市が発行した受給者証、手帳など

▶ その他

次に該当する人は、担当課などへお問い合わせください。

- ・児童手当、児童扶養手当、市単・県単医療を受給している人は、子育て支援課
- ・後期高齢者医療の対象者は、市民課国保年金係
- ・介護保険の要介護認定を受けている人は、介護保険課
- ・障害者手帳を持っている人は、福祉課
- ・小・中学校に在学している児童・生徒のいる人は、在学している学校

▶ マイナンバーカードまたは住基カードを持っていると特例転出届ができます

▶ 1. 特例転出とは？

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(以下、住基カード)の交付を受けている人が、転出証明書を持たずに転出(転入)ができ、新住所地でも現在持っているマイナンバーカードまたは住基カードを継続して利用できる制度です。

手続は窓口、または郵送ですることができます。

- ・窓口の場合
転出届の記入のみ
- ・郵送の場合
転出届 **注** に必要事項を記入して、下記に郵送してください。

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180-1

南魚沼市役所 市民課 市民班 あて

☎025-773-6661

注 転出届は市ウェブサイトからダウンロードするか、最寄りの市区町村役場のものを使用してください。

▶ 2. 特例転出ができる人

- ・マイナンバーカードまたは住基カードの交付を受けている人
- ・マイナンバーカードまたは住基カードの交付を受けている人と一緒(同時)に転出する世帯員
- ※マイナンバーカードまたは住基カードは有効期限内であって、カードが運用中のものに限る

▶ 3. その他

以下のものを持っている人は、転出届と一緒に返却してください(郵送で届出する人は、転出届と一緒に同封してください)

- ・印鑑登録証
 - ・国民健康保険証
 - ・介護保険証
 - ・後期高齢者医療保険証
 - ・その他、市から発行されている受給者証など
- 詳しくは、お問い合わせください。

世帯変更(世帯主の変更、世帯分離、世帯合併)**▶ 届出人**

原則、本人、または世帯主
※代理人に委任する場合は委任状が必要です

▶ 届出期間

変更のあった日から14日以内

▶ 届出に必要なもの

- ・本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)顔写真のないものは2点必要(例:保険証、診察券など)
- ・国民健康保険証(加入者のみ)

転居(南魚沼市内で引っ越しする時)**▶ 届出人**

原則、本人、または世帯主
※代理人に委任する場合は委任状が必要です

▶ 届出期間

引っ越しをした日(住み始めた日)から14日以内
注引っ越しをする前に届出することはできません

▶ 届出に必要なもの

- ・本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)顔写真のないものは2点必要(例:保険証、診察券など)
- ・国民健康保険証(加入者のみ)
- ・後期高齢者医療保険証(加入者のみ)
- ・介護保険被保険者証(持っている人)
- ・市単・県単医療受給者証(持っている人)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

転入(他の市区町村から南魚沼市に引っ越してきた時)**▶ 届出人**

原則、本人、または世帯主
※代理人に委任する場合は委任状が必要です

▶ 届出期間

引っ越しをした日(住み始めた日)から14日以内
注引っ越しをする前に届出することはできません

▶ 届出に必要なもの

- ・本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)顔写真のないものは2点必要(例:保険証、診察券など)
- ・前住所地の市区町村で発行された転出証明書
- ・国外から転入した人は、パスポートと戸籍謄本、戸籍の附票(南魚沼市に本籍がある人は必要ありません)
- ・母子手帳(13歳未満の子がいる場合)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

▶ その他

次に該当する人は担当課などへお問い合わせください。

- ・児童手当、児童扶養手当、市単・県単医療を受給している人、母子手帳を持っている人は、子育て支援課
- ・後期高齢者医療の対象者は、市民課国保年金係
- ・介護保険の要介護認定を受けている人は、介護保険課
- ・障害者手帳を持っている人は、福祉課
- ・小・中学校に在学している児童・生徒のいる人は、転校予定の学校

▶ 特例転入届出**▶ 1. 特例転入とは？**

前住所地で特例転出届をした人は、マイナンバーカードまたは住基カードを窓口で提出することで転入の手続きができる制度です。

▶ 2. 届出人

原則、本人、または同一世帯員

▶ 3. 届出期間

引っ越しが終わってから14日以内
注引っ越し前の届出はできません。

▶ 4. 必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは住基カード(暗証番号の入力が必要です)
 - ・本人確認書類(運転免許証、保険証など)
- 注住所変更のほかに、児童手当、国民年金、医療費助成、介護保険、転校などの手続きは担当課にお問い合わせください。

▶ 5. その他

すでに前住所地で特例転出届が受理されていることが必要です。
※特例転入届をすると、前住所地で発行されたマイナンバーカードまたは住基カードを継続することができます。詳しくは、お問い合わせください

パスポート

▶ 申請できる人

- ・日本国籍を有し、南魚沼市内に住民登録のある人
- ・住民登録が新潟県外で、南魚沼市に居住している人

▶ 受付(交付)窓口

本庁舎 市民課(申請書は大和・塩沢市民センターにも用意)
※交付まで土・日・祝日・年末年始を除き8日間かかります

▶ 必要書類

申請書、戸籍謄本か抄本、写真、前回パスポート、本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
※住民登録が新潟県外の方は別に書類が必要です。
詳しくは、お問い合わせください

印鑑の登録手続

市区町村に登録した印鑑を一般的に実印と呼びます。登録できる印鑑は1人1個に限ります。
印鑑登録と印鑑登録証交付手数料は無料です。

▶ 登録できる人

15歳以上で市内に住民登録をしている人(意思能力を有しない人を除く)

▶ 登録できない印鑑

- ・ほかの人が登録しているもの
- ・印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・住民基本台帳に登録している氏名(旧氏含む)の文字以外の文字で表示されているものや、職業、資格など、その他に氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印などの変形しやすい材質のものや、既製品の印鑑(通称「三文判」)
- ・指輪、凹型、外枠のないもの(押印が困難で押し方で印影が変わりやすいもの)
- ・印鑑の縁が3分の1以上欠損しているもの



▶ 印鑑登録の申請

▶ 申請方法

原則本人

▶ 必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・運転免許証、マイナンバーカードなどの顔写真付身分証明書

【身分証明書を持っている人は、即日登録できます】

☒ 写真付身分証明書を持っていない人は、お問い合わせください。

▶ 本人であることを確認できる身分証明書を持っていない人の申請

▶ 保証人による方法

南魚沼市に印鑑登録している人が保証人となって、印鑑登録申請書の保証欄に自署と登録印を押し、登録申請者が本人であることを保証してもらう方法

【即日登録できます】

▶ 照会文書による方法

申請の受付後に、本人あてに確認のための印鑑登録照会書(回答書)を郵送し、回答書に自署と押印をし、14日以内に登録する印鑑とともに持ってきてもらう方法

【即日登録はできません】

▶ 代理人による登録申請

病気、その他やむを得ない理由で、自ら申請することができない場合は、代理人による申請もできます。最初に、印鑑登録申請書を市民課か、大和・塩沢市民センターに取りに来てください。手続の詳細を説明します。

【即日登録はできません】

▶ 印鑑登録証、または実印を紛失したとき・廃止するとき

すぐに窓口へ届け出て、印鑑登録証紛失・印鑑登録廃止の手続きをしてください。

広告

文具・紙・事務機器
オフィス家具・印章

坂勝商店

南魚沼市浦佐本町

TEL 777-2032
FAX 777-4825



特別永住者証明書届出・申請

特別永住者とは、終戦以前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約で日本国籍を離脱した後も日本に在住している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫です。

▶ 各種手続について

- ・特別永住者許可申請(出生など)
- ・特別永住者証明書の有効期間の更新
- ・特別永住者証明書の変更登録申請(氏名、性別、国籍、住所など)
- ・特別永住者証明書の再交付申請(紛失、汚損など)

●必要書類

- ・パスポート
- ・特別永住者証明書
- ・写真1枚(16歳未満不要)
- ・その他確認書類(出生証明など)

●申請人

原則本人(16歳未満、病気など特別な理由があるときは、同居している親族でも可)
詳しくは、お問い合わせください。

住民基本台帳ネットワーク

住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる制度です。

市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理を行うため、住民基本台帳のネットワーク化を図りました。

▶ パスポート申請に住民票の写しの提出不要

申請者の住所は、住民基本台帳ネットワークシステムで確認しています(住民票の提出は不要です)。ただし、他の都道府県に住民登録している人が、新潟県で申請する場合は必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

▶ 住民票の写しの広域交付

南魚沼市の住民票を、他の市区町村窓口で交付を受けることができるサービスです。

南魚沼市以外に住所のある人でも、南魚沼市役所の窓口で住民票の交付を受けることができます。

詳しくは、お問い合わせください。

マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載されている顔写真付きのカードです。

▶ マイナンバーカードでできること(主なもの)

- ・マイナンバーの提示と本人確認がマイナンバーカード1枚で済みます。また、公的な写真付き本人確認書類として利用できます。
- ・コンビニなどで、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書を取得できます。
- ・マイナンバーカードの交付を受けている場合、転出届を転出する市町村に郵送することで、引っ越しの手続で窓口に行くのは、転入時の1回だけで済みます。
- ・e-Taxにより、確定申告などの電子申請がパソコン・スマートフォンを通して利用できるようになります。

▶ 申請方法

郵送、パソコン・スマートフォンの利用、申請可能な証明写真機の利用、市役所の窓口で申請してください。
※どの申請方法も必ず一回は本人が市役所の窓口に向いていただく必要があります。申請から交付まで1か月半ほどかかります

※写真付きの本人確認書類がない人や、15歳未満の子どもは手続きが異なります。お問い合わせください

※住基カードは平成27年12月に受付を終了しました。現在お持ちの人は有効期限まで利用できます。期限後はマイナンバーカードに切り替えをおすすめします



本人通知制度

この制度は、住民票等を第三者に交付した場合、事前に登録された人に対し、その交付の事実を通知する制度です。第三者から交付の申請を拒否したり、交付の可否を本人にお問い合わせしたりする制度ではありません。

※通知を受けるには事前に登録が必要です

▶ 事前登録の方法

▶ 登録できる人

南魚沼市に住民登録のある人(あった人)、南魚沼市に本籍がある人(あった人)

※個人登録になります。本人確認書類が必要です(15歳未満は法定代理人が申請。資格を証する戸籍謄本や住民票が必要な場合もあります)

▶ 受付窓口

本庁舎市民課、大和・塩沢市民センター

▶ 必要なもの

写真有り本人確認書類は1点(運転免許証、マイナンバーカードなど)

写真無し本人確認書類は2点(健康保険証、介護保険証、社員証、学生証など)

※代理人登録をする場合は本人からの委任状、本人と代理人のそれぞれの本人確認書類が必要です

※郵便や信書便での申込みもできます

▶ 通知対象の証明書

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除票・除附票を含む)
- ・戸籍の謄本・抄本、戸籍記載事項証明書(除籍を含む)

▶ 通知対象の第三者

- ・本人からの委任状を提示して申請した代理人
 - ・自己の権利行使、義務の履行のために住民票などが必要な人
 - ・業務の遂行のために住民票などが必要な弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士
- ※国、地方公共団体、裁判所、警察署などに交付した場合は、通知しません



窓口や郵送請求による証明書などの手数料

市民課の窓口では、次の証明書などを発行しています。

▶ 証明書・その他手数料一覧

証明などの種類	手数料(1通)	説明	郵送請求
住民票の写し(世帯全部、一部)	300円	住民登録している人の住所、氏名、生年月日等を証明するものです	○
住民票記載事項証明書	300円	住民票の記載事項のうち、必要事項が住民票に記載されていることを証明するものです	○
印鑑登録	無料	登録印鑑は「実印」となります	×
印鑑登録証明書	300円	登録した印鑑の印影を証明するものです	×
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	450円	戸籍に記録している事項の全部を証明するものです	○
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	450円	戸籍に記録している事項の一部を証明するものです	○
除籍、改製原戸籍謄本	750円	除かれた、改製された戸籍原本の全部を証明するものです	○
除籍、改製原戸籍抄本	750円	除かれた、改製された戸籍原本の一部を証明するものです	○
戸籍の附票の写し	300円	戸籍に記載している人の住所の異動の履歴を証明するものです	○
身分証明書	300円	破産の宣告、後見の登記などの通知を受けていないことを証明するものです。本人(未成年者の場合は親権者)以外が申請する場合は、委任状が必要です	○

● 注意事項

- ・申請人は、本人確認のできる証明書(運転免許証など)をお持ちください。顔写真のないものは2点必要(例:保険証、年金手帳、介護保険証など)
- ・戸籍に関する証明書を請求するときは、印鑑をお持ちください。
- ・印鑑登録証明書の発行は、印鑑登録証が必要です。
- ・住民票の場合、本人と同一世帯員以外の人は、本人の委任状が必要な場合があります。
- ・戸籍に関する証明書の場合、本人・配偶者・直系尊属・直系卑属以外の人は、本人の委任状が必要です。
- ・第三者からの請求の場合、請求の根拠となる資料(契約書など)を提出していただく場合があります。
- ・マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどで住民票、印鑑証明書、所得証明書、所得・課税証明書が取得できます(各250円)。

▶ その他の証明手数料など(詳しくはお問い合わせください)

証明などの種類	手数料(1通)
戸籍届の受理証明書	350円
受理証明書(上質紙)	1,400円
戸籍の記載事項証明	350円
自動車臨時運行許可証	750円
住民票の閲覧	300円

▶ 郵便による戸籍謄抄本などの請求手続

戸籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書などは、郵便で取り寄せることもできます。

① 交付申請書 注1

(必要事項を記入・昼間連絡のとれる電話番号は必ず記入)

② 免許証・保険証などの写し(本人確認のため)

③ 手数料(株ゆうちょ銀行発行の定額小為替)

④ 返信用封筒(返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼る。急ぐ場合は速達で請求) 注2

注1 交付申請書は、市ウェブサイトからダウンロードするか、お近くの市町村役場のものを使用してください。

注2 返信先の住所・氏名は、請求者の住民登録地と請求者本人となります。

①から④を下記に送付してください。

(投函してから、届くまで1週間程度かかります)

送付先 〒949-6696

新潟県南魚沼市六日町180-1

南魚沼市役所 市民課あて

